

公共・公益施設用地等寄附・帰属手続きに必要な書類

チェック	必要書類	部数	注意事項
	1. 公共・公益施設寄附申込書	2部	実印付一部・写し一部
	2. 寄附する公共・公益施設一覧表	2部	(※1)
	3. 印鑑証明書	2部	(原本1部・写1部)
	4. 資格証明書(法人の場合)	2部	(原本1部・写1部)
	5. 登記原因証明情報兼承諾書 (共有名義の場合は共有者用のものを使用)	2部	実印付一部・写し一部
	6. 公函	2部	(原本1部・写1部)
	7. 登記簿謄本(オンラインデータ不可)	2部	(原本1部・写1部)
	8. 地積測量図	2部	寄附部分を着色
	9. 都市計画法第32条協議による 同意通知書(写し)、同29条許可書	2部	(※2)
	10. 位置図(S:1/2, 500以上)	2部	区画を明確に着色
	11. 土地利用計画平面図	2部	寄附部分を着色
	12. 排水計画平面図	2部	
	13. 道路縦断図	1部	
	14. 排水縦断図	1部	
	15. 道路標準横断図	1部	
	16. 各種構造図	1部	
	17. 遊具等施設平面図(公園)	1部	
	18. 公共施設求積図	2部	(※3)
	19. 工事写真 1部 (詳細については関係課に確認してください)		

(※1) 都市計画法開発許可に基づく公共施設帰属の申し込みの場合は「都市計画法第32条協議による同意について(通知)」の「新たに設置される公共施設一覧表」を参考に記入すること。

(※2) 都市計画法開発許可に基づく公共施設帰属の申し込みの場合は「都市計画法第32条協議による同意について(通知)」(「従前の公共施設一覧表」並びに「新たに設置される公共施設一覧表」を含む)の写しを添付すること。その他の寄附行為でも、道路構造物の詳細(道路側溝、人孔、雨水管、污水管、集水桝など)を記入してください。

(※3) 都市計画法開発許可に基づく公共施設帰属の申し込みの場合は、最終帰属時の「公共施設求積図」並びに都市計画法第32条協議申請時の「公共施設求積図」を添付すること。

(※) 寄附・帰属施設に占有物(電柱・ガス管等)がある場合は占有者に対して寄附・帰属後に占有許可を取るよう伝えてください。